

令和3年3月26日

保護者(生徒)の皆様へ

青森県立三本木農業高等学校

校長 遠藤 剛

部活動実施上の留意事項について

早春の候 保護者の皆様におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろより本校の教育活動に深い御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、青森県教育委員会の通知により、県立学校の部活動の対外試合及び外部人材の活用の制限は、学年末休業日の開始日の前日（学年末修了式）まで延長され、このたび解除となりますが、全国的には新型コロナウイルス感染症の新規感染者が継続的に確認されている状況です。

つきましては別紙（裏面）のとおり、「部活動実施上の留意事項」についてあらためて通知されましたので、本校でもそれをふまえ同様の対応をしていくこととします。

今後も、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、対策を継続しながら教育活動を継続してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

【部活動実施上の留意事項】

部活動の実施に当たっては、3つの条件（密閉空間、密集場所、密接場面）が重ならないよう、以下を参考に、実施内容や方法を工夫するなど、感染防止のための措置を講じた上で、各学校長の判断により計画的に実施すること。

1 部活動への参加に関すること

- (1) 発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
※地域の感染状況によっては、同居の家族に風邪症状が見られる時も同様。

2 活動日、活動時間、活動場所に関すること

- (1) 同一日、同一時間に多くの生徒が集まることを避けるため、各部の活動日、活動時間をずらすなどの工夫をすること。
- (2) 体育館などの屋内で実施する場合は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分程度、窓を全開にする）、2方向の窓を同時に開けて換気をすること。
- (3) ウェイトトレーニング場、武道場、教室、部室、更衣室等の狭い施設については時間や人数の制限をするなどの工夫をすること。
- (4) 練習前後には、可能な範囲で施設、用具等の消毒をすること。特に多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は確実に消毒すること。

3 練習に関すること

- (1) 石けんによるこまめな手洗い、練習後には洗顔をするよう指導すること。
- (2) 飲み物、タオル、身に付ける用具は各自が準備し、共用しないよう指導すること。
- (3) 飛沫感染が想定されるような練習及び至近距離での会話（顧問の指示等も含む）は、屋外であっても避けるよう工夫して活動すること。
- (4) 公共、民間施設を利用する際には、利用する施設の指示に従うとともに、活動する人数を調整すること。

4 大会・行事、遠征、合宿等に関すること

- (1) 大会・行事に参加する場合は、主催者及び事務局の留意事項等に従い、参加する人数を調整すること。
- (2) 移動（バス、電車等利用）の際には、マスクを着用する、会話は控えめにする、降車後は速やかに手を洗うなど、基本的感染防止対策を確実に行うこと。
- (3) 食事の際には、飛沫を飛ばさないような位置に座る、距離がとれなければ会話を控える、食事後の歓談時には必ずマスクを着用するなど、基本的感染防止対策を確実に行うこと。
- (4) 参加に当たっては、事前に会場となる地域（都道府県、市町村等）における感染状況及び対応制限等を確認の上、慎重に判断すること。また、宿泊を伴う際には、居室や共用スペース（食堂、浴室及びロビー等）における必要な感染防止対策を講じること。

5 その他

- (1) 各競技団体が作成する競技別のガイドラインに留意すること。